

2006年10月31日 教育基本法・特別委員会傍聴記

質問者：自民（稲田朋美委員）、公明（斉藤鉄夫委員）

民主（北神圭朗委員、西村智奈美委員、松本大輔委員、横山北斗委員）

共産（高橋千鶴子委員）、社民（保坂展人委員）

1 10条「不当な支配」について

稲田委員（自民）は、「教育基本法10条は、これまで教育行政を制約する条文として一部教員らによって利用されてきた、そのため現場が混乱してきた」と主張。いわゆる予防訴訟に関する東京地裁判決は、この現場の混乱を再度引き起こすのではないかと危惧しているとした上、「10条を改正し16条としたことによって、この不当な支配をめぐって混乱してきた教育現場を改善することになるのか」と質問した。

これに対し、文科省の田中政府参考人は「今回の改正は、法律に基づいて行われる教育は、不当な支配に服するものではないことを明確にした。これによって、法律の定めるところにより行われる教育委員会等の命令や指導などが、不当な支配ではないということが明確になった」と答弁。改正後は、上記東京地裁判決のような判断はあり得なくなる、ということ強調している。

2 未履修問題＋教育再生会議の位置づけについて

この日も、未履修問題については多くの質問がなされていた。

斉藤委員（公明）のように、未履修生徒に対する対応の問題に終始した質問もあったが、西村委員（民主）や高橋委員（共産）は、未履修問題の原因や根本的な解決方法について質問している。これに対し、伊吹文科大臣は「競争の結果こういうことが生ずるとして、競争原理というものを否定するのは本末転倒」「目標をつくって競争し切磋琢磨しなければ、効率化だとか努力だとかいうのは人間社会には生じない」と、極めて単純に競争原理の重要性を強調。その上で、「規範意識をしっかりと持った方々によって教育委員会が運営され、学校が運営されていくように持って行くのがまずは先決」として、この未履修問題を、もっぱら現場の規範意識欠如に結びつけようとしていた。「競争＋公の精神の強調」という、教育基本法「改正」法案の方向性と強引に結びつけよう

との政府の意図が、明らかに見て取れる。

なお、北神委員（民主）からは、教育再生会議の位置づけについて、「教育再生会議が、教育基本法『改正』案の方向性に基づいて議論をしているのであれば、これは改正案が当然とおることを前提としており問題」との指摘がなされた。これに対しては噛み合った回答はなく、結局、「順番とかいうことを待っていていられるほどの余裕もないほど、教育というのは今再生が求められているということ」（塩崎国務大臣）などという答弁がなされて終わった。

3 格差問題について

教育格差の問題は、民主党の北神・西村・松本委員らに取り上げていた

特に松本委員は、教育費に関する OECD 国際比較データをもとに質問。日本は高等教育費の家計負担割合が6割を越え、加盟国30カ国中最低になった等と指摘していた。

もちろん、このデータは、教育費の6割以上を家計が負担し、残りを公財政で負担しているという意味。しかし伊吹文科大臣は、「つまり、大学に進学するために御家庭の収入の6割以上を使うという表ですか」「本当にこれは異例ですよ、このとおりであれば」などとトンチンカンな回答をしていた。挙げ句の果てには、誤解を指摘されると「松本大輔事務所作成と書いてありますので、よほどこの表の根拠をしっかりと示していただかないと、ちょっと、これだけ見たらえらい誤解を生んでしまいますよ。」と述べていた。

極めて基本的なデータを押さえることすらせず、とにかく「改正」ありきの立場でなされている議論の杜撰さに、驚くばかりである。

4 大学における「社会的貢献」、社会教育・家庭教育における「愛国心」

横山委員（民主党）から、政府案7条「大学」に「社会の発展に寄与する」という文言が入っていることに関連して、「大学がみずから発信し実践してきた社会的貢献を、基本法の中で新たに明記するということが、やはり何か政治的な意図を感じる」との指摘がなされた。

これに対して伊吹文科大臣は、何ら政治的意図は無いと述べ、以下のように説明している。「どうなんでしょう、先生、人権を守れとか個人の権利というのは、みんなが当たり前のことのように言いますし、いろいろなものに書かれ

ておりますが、しかし、やはり憲法にはきちっとそのことがうたわれているわけですね。」・・・なんとも理解不能な説明である。言うまでもなく、憲法上の規程は権力を名宛人として個人の人権保障を命じているという意味で、まさに「意図」に充ち満ちたものではないだろうか。

その他、同様の視点からの質問として、保坂委員（社民）から、「政府案2条5項の『我が国と郷土を愛する』という部分は、社会教育・家庭教育においても教育目標となるのか。そうだとすれば、安倍総理が手本としているイギリスで行われているように、問題行動を起こす家庭を24時間監視していくようなことにもなるのではないか」との指摘がなされている。これに対し、塩崎国務大臣からは「そこまでやるということはないと思う。これはこの国会の議論の中で立法者の意思として、議事録にも残る。」と述べている。しかし、保坂委員も指摘しているとおり、「国旗・国家法のと きも、当時の官房長官が教育現場に影響はないと言いつつも、かなりの影響が出ているということで、この点は大変危惧」すべき点である。

5 タウンミーティングにおける「やらせ質問」問題について

最後に、この日の審議で最も緊張が高まった瞬間は、やはり、高橋委員（共産）が、八戸タウンミーティングにおける「やらせ質問」を問題とした時であった。この日の高橋委員の質問については、問題の文書が事前に理事会に出されていなかったとのことで打ち切りを指示されたが、今後の展開が非常に興味深いところである。

（文責 弁護士 富永由紀子）